

飲食店等の歩道利用手順

注意事項

- ①本道路占用許可基準の緩和につきましては、あくまでも新型コロナウイルス感染症の影響を受けた飲食店等の皆様を支援するための暫定措置となります。
- ②歩道利用可能な事業者は既に市内に店舗があり、営業を行っている者に限ります。
- ③駅前広場等、道路管理者（桐生市）が利用出来ないと判断させていただく箇所がありますので、事前にご相談ください。
- ④飲食店等の歩道利用について、各店舗（個人）で道路占用許可申請はできません。必ず商店街振興組合や町会等の団体代表者名義での申請が必要になります。歩道利用者は道路占用許可を受ける方と調整を行ってください。
- ⑤各店舗は歩道利用計画書の留意事項を厳守してください。

申請手順

- ① 桐生市役所都市整備部土木課路政係（0277-46-1111（内線 613））に連絡
↓
- ② 店舗調整団体（商店街振興組合や地元町会）が桐生市（道路管理者）に該当する市道の道路占用許可申請書を提出
↓
- ③ 道路占用許可後、実際に歩道を利用する各店舗から桐生市（道路管理者）に歩道利用計画書を提出
↓
- ④ 各店舗から桐生警察署（交通課）に道路使用許可申請を提出
↓
- ⑤ 歩道利用開始

桐生市への提出書類

- ・道路占用許可申請書について（町会や商店街振興組合等の店舗調整団体が提出）
 - ①道路占用許可申請書・・・様式有り
 - ②位置図（道路の占用許可範囲が分かる住宅地図等）

- ・歩道利用計画書について（実際に歩道を利用する店舗が提出）
 - ①歩道利用計画書・・・様式有り
 - ②位置図（利用箇所が分かる住宅地図等）
 - ③図面・・・参考有り
 - ④現場写真
 - ⑤同意書（道路占用許可を受けた方から）・・・様式有り